資料編

1. 検討体制

鐘ヶ淵駅周辺地区まちづくり計画の改定にあたり、基本構想における「協治(ガバナンス)」 に基づき、本地区の町会選出委員、商店会選出委員で構成される「鐘ヶ淵地区まちづくり懇談会」 で検討を行いました。

また、平成27年度においては、「鐘ヶ淵地区まちづくり懇談会」の下部組織として、個別具体の事項について議論を行う、「補助120号線(鐘ヶ淵通り)踏切分科会」が発足し、意見交換を行い、検討内容について、懇談会に提案しました。

さらに、素案については、パブリックコメントや住民説明会により、広く区民の意見を募集し、 区民の意見を反映案にまとめました。

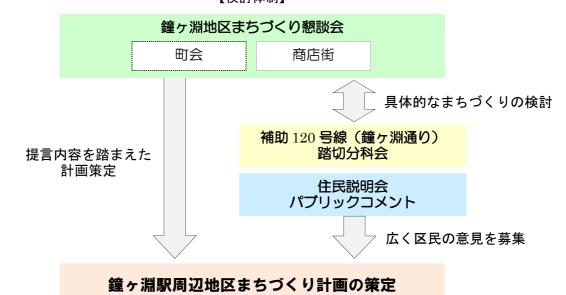
【鐘ヶ淵地区まちづくり懇談会】



【補助 120 号線(鐘ヶ淵通り) 踏切分科会】



【検討体制】



2. 委員名簿

1) 鐘ヶ淵地区まちづくり懇談会名簿 【平成28年3月18日 現在】

			氏	名
	市内自知六四个	島	Ш	昌彦
	東向島親交町会	桜	井	晃
		Ш		良三
	梅若西町会	會	\blacksquare	吉臣
		木	村	彰
		廣	瀬	克之
	梅若町会	神	谷	高義
		那多	湏野	定男
		О ЛІ	邊	政 也
会選	隅田西町会	冏	部	恒 男
町会選出委員		広	\blacksquare	充 男
員	隅田中睦町会	© 戸	\blacksquare	好 昭
		赤	城	完 治
		野	ф	英昭
	鐘ヶ淵町会	0 北	村	嘉津美
		瀧	澤	緑郎
		小	高	紀 正
	隅田町東町会	有	村	哲 哉
		横	Ш	隆
		天	霧	智博
	梅若商栄会	Ξ	浦	源一
選商店		大	鳥	佳 子
選出委員	鐘ヶ渕通り商店街平和会	河	原	勝子
		小	林	明美
行	東京都都市整備局第一市街地整備事務所	事業担当課長		中 佐世子
行政委員	墨田区都市計画部	部長	直	井亨
	墨田区 都市計画部 防災まちづくり課	課長	小	柳堅一

◎会長 ○副会長

資料編

2)補助第120号線(鐘ヶ淵通り)踏切分科会名簿 【平成27年11月20日~平成28年2月24日】

		氏 名
町会選出委員	東向島親交町会	島田昌彦
	梅若西町会	山 口 良 三
	梅若町会	◎ 廣 瀬 克 之
		神谷高義
	隅田西町会	阿部恒男
	隅田中睦町会	野中英昭
	鐘ヶ淵町会	北村嘉津美
	隅田町東町会	横川隆
選出委員	梅若商栄会	三浦源一
	鐘ヶ渕通り商店街平和会	河 原 勝 子

◎部会長

3. 検討経過

1) 鐘ヶ淵地区まちづくり懇談会

年 度	内 容
平成 12 年度	【第1回】 鐘ヶ淵地区まちづくり懇談会発足 【第2回】 ・現状把握とまちづくりの課題 【第3回】 ・鉄道の立体化とは
	懇談会から隅田中央町会及び鐘ヶ淵商栄会脱会
平成 13 年度	【第4回】・まちづくりアンケート実施内容について◎自分たちのまちをどのように思っているか◎将来のまちはどうあるべきと思うか◎どのようにまちづくりを進めるべきと思うか
	【第5回】・アンケート内容について
	【 第6回】 • アンケート結果の報告
平成 14 年度	【第7回】 ・鐘ヶ淵まちづくりの方針(素案)アンケート 【第8回~第12回】 ・鐘ヶ淵地区防災まちづくり整備計画(素案)アンケートについて
	【第 13 回】 ・整備計画 (素案) に関するアンケート結果
平成 15 年度	鐘ヶ淵地区防災まちづくり整備計画(案)策定 【第 14 回】
	・地区別検討会の設置について意見交換 (沿道、密集、駅周辺地区)
	【第 15 回】 ・沿道、駅周辺地区合同検討会の結果報告
平成 16 年度	【第 16 回】 ・沿道地区概要と意見について
	【第 17 回】 ・ 道路事業と沿道まちづくり及び現況測量説明会
	【第 18 回】 ・ 用地測量説明会の開催について

年 度	内容
平成 17 年度	【第 19 回】 ・鐘ヶ淵通りの道路事業状況 ・用地測量説明会の開催 【第 20 回】 ・鐘ヶ淵周辺地区の各事業について
平成 18 年度	【第 21 回】 ・墨田五丁目都市整備用地について 【第 22 回】 ・都市整備用地の一部利用について ・事業認可区間の進捗、用地測量説明会の実施状況について
平成 20 年度	【第 23 回】 ・鐘ヶ淵周辺地区の将来イメージ(案)に関するアンケート実施(8~9 月) ・先行的にまちづくりを行う地区の選定について
平成 21 年度	(第 24 回)・まちづくり連絡会の設置・駅周辺まちづくり勉強会について
平成 22 年度	 (第 25 回】 ・沿道まちづくりについて 【第 26 回】 ・駅前広場等のアンケート調査について 【第 27 回】 ・駅前広場の機能等に関するアンケート調査結果の報告
平成 23 年度	【第 28 回】 ・鐘ヶ淵通りの整備イメージ、スケジュールについて
平成 24 年度	【第 29 回】 ・鐘ヶ淵地区まちづくり計画(案)の説明会開催について 【第 30 回】 ・鐘ヶ淵地区まちづくり計画の策定について ・「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」について ・補助第 120 号線(鐘ヶ淵通り)整備の進捗状況
平成 25 年度	 【第31回】 ・鐘ヶ淵地区まちづくり懇談会委員の変更及び選出について ・鐘ヶ淵周辺東地区の「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」について 【第32回】 ・補助 120 号線(鐘ヶ淵通り)整備の推進状況 ・鐘ヶ淵通り沿道まちづくり意向調査
平成 26 年度	【第33回】 ・鐘ヶ淵周辺東地区の不燃化特区区域拡大 ・密集事業の取り組み ・(平成27年3月)都へ東武伊勢崎線鐘ヶ淵駅付近立体交差化の早期事業化を求め要望書提出

年 度	内 容
	【第34回 (平成27年5月21日)】 ・まちづくり計画(更新版)策定について
	【第35回 (平成27年9月29日)】 ・まちづくり計画(更新版)策定について ・分科会設立の提案があった
平成 27 年度	【 臨時会 (平成 27 年 11 月 20 日)】 ・(仮)補助第 120 号線(鐘ヶ淵通り)踏切分科会部会長選定
	【第36回 (平成28年1月28日)】 ・分科会検討事項報告 ・地区の課題 ・地区の将来像
	【第 37 回 (平成 28 年 3 月 18 日)】 ・地区の将来像を実施するための方針 ・生活再建に関する考え方

2)補助第120号線(鐘ヶ淵通り)踏切分科会

年 度	内容
	【第1回 (平成27年11月20日)】 ・鉄道と道路の交差部について
	【第2回 (平成27年12月9日)】 ・駅前広場について(地区の顔づくり) ・駅周辺整備について
平成 27 年度	【第3回 (平成28年1月13日)】 ・地域活性化について(地区の将来像)
	【第4回 (平成28年2月10日)】 ・生活再建に関する考え方について①
	【第5回 (平成28年2月24日)】 ・生活再建に関する考え方について②

4. 鐘ヶ淵地区まちづくり懇談会会則

(名 称)

第1条 本会は、「鐘ヶ淵地区まちづくり懇談会」と称する。

(目的)

第2条 鐘ヶ淵地区まちづくり懇談会(以下、「懇談会」という。)は、災害に強く、うるおい と活気に満ち、安心して暮らせるまちづくりの推進に必要な活動を行う。

(役割)

- 第3条 懇談会は、地区の将来像やまちづくり計画について検討を行う。
 - 2 懇談会は、検討の内容及び状況を、鐘ヶ淵地区住民等へ向けて周知、説明に努めるものと する。
 - 3 懇談会を構成する行政職員は、まちづくりについて説明、提案等を行なうとともに、検討 結果についてはこれが尊重されるよう努めるものとする。

(構 成)

- 第4条 懇談会は、次の各号に定める委員及び行政職員(以下、「委員等」という。)をもって 構成し、それぞれの定数は、別表に定めるとおりとする。
 - (1) 町会選出委員・・鐘ヶ淵地区の居住者で、別表に定める地元町会から選出された者。
 - (2) 商店会選出委員・・鐘ケ淵地区の居住者または在勤者で、別表に定める地元商店会から選出された者。
 - (3) 行政職員・・・・墨田区及び東京都の職員で、別表に定める職にある者。
 - 2 前項に定める者のほか、懇談会が必要と認める者を会議に参加させることかできる。

(委員の任期)

- 第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 途中変更による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第6条 懇談会は、会を代表する役員として、会長1名と副会長2名を置く。
 - 2 会長及び副会長は、委員の中から互選する。

(運 営)

- 第7条 懇談会は、会長か招集する。
 - 2 懇談会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。

(会議の傍聴)

第8条 会長は地区住民及び関係行政機関の職員の傍聴を許可することができる。

(分科会の設置)

- 第9条 懇談会に、特定の協議事項を専門に協議する分科会を設けることができる。
 - 2 分科会は、次の各号をもって構成しそれぞれの定数は、最大で別表 2 に定めるとおりとする。
 - (1) 町会選出委員・・・鐘ヶ淵地区の居住者で、別表 2 に定める地元町会から選出された者。
 - (2) 商店会選出委員・・鐘ケ淵地区の居住者または在勤者で、別表 2 に定める地元商店 会から選出された者。

咨判编

- (3) その他選出委員・・鐘ケ淵地区の居住者または在勤者で、別表 2 に定める地元町会等以外から選出された者。
- 3 前項に定める者のほか、分科会が必要と認める者を会議に参加させることができる。
- 4 分科会には、部会長を置く。
- 5 分科会には、必要に応じ、副部会長を置くことができる。
- 6 分科会の検討内容等は、懇談会に報告する。
- 7 分科会に関し必要な事項は、会長が定める。

(事務局)

第10条 懇談会及び分科会の事務局は、墨田区都市計画部防災まちづくり課に置く。

附 則 この会則は、平成12年9月4日から施行する。

平成 15 年 5 月 16 日改正

平成 20 年 1 月 24 日改正

平成 21 年 12 月 10 日改正

平成 26 年 11 月 27 日改正

平成 27 年 5 月 22 日改正

平成 27 年 9 月 29 日改正

委員等の区分	町会名・商店会名・役職名	定数
	(町会選出委員)	
	東向島親交町会	2名
	梅若西町会	3名
	梅若町会	3名
	隅田西町会	3名
	隅田中睦町会	3名
	隅田町東町会	3名
女貝	鐘ヶ淵町会	3名
	 (商店会選出委員) 梅若商栄会	2名
	鐘ヶ渕通り商店街平和会	2名
	27,43,2313,21311112	
		(24名)
	(墨田区)	2名
	都市計画部長 都市計画部 防災まちづくり課長	
行政職員	(東京都)	1名
	都市整備局 第一市街地整備事務所	
	事業担当課長	
		(3名)
		合計 27 名

鐘ヶ淵駅周辺地区まちづくり計画

資料編

〔別 表 2〕

(/)1 12 2/		
委員等の区分	町会名・商店会名・役職名	定数
委 員	(町会選出委員) 東向島親交町会 梅若西町会 梅若町会 隅田西町会 隅田中睦町会 隅田町東町会 韓ヶ淵町会	1名 1名 1名 1名 1名 1名
	梅若商栄会 鐘ヶ渕通り商店街平和会 (その他選出委員)	1名 1名 1名
		合計 10 名